

平成21年11月京都府議会定例会議案別冊

京都府食の安心・安全行動計画

—府民参画と協働により「食」の安心・安全対策を進めます。—

京 都 府

目 次

はじめに

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 食を取り巻く現状及び課題 | 1 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | 3 |
| 第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開 | 4 |
| 1 相互理解と府民参画 | 4 |
| (1) 食育を通じた知識の向上 | |
| (2) 情報提供の推進 | |
| (3) リスクコミュニケーションの推進 | |
| (4) 府民参画の推進 | |
| 2 監視・指導の強化 | 7 |
| (1) 消費者被害の防止 | |
| (2) 食品衛生管理対策 | |
| (3) 適正な食品表示対策 | |
| (4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保 | |
| 3 安心・安全の基盤づくり | 11 |
| (1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保 | |
| (2) 安心感向上のための取組 | |
| (3) 環境に配慮した食品生産等 | |
| 第4章 行動計画の管理・公表 | 15 |

はじめに

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、平成17年12月に京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では、食の安心・安全に関する府及び食品関連事業者の責務や府民の役割を明確にするとともに、条例第5条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を定めることになっています。

平成19年度から平成21年度までの行動計画においては、府民に府内産食品（農林水産物を含む。）を安心であると感じてもらえるよう、「安心・安全の基盤づくり」、「安心・安全の担保」、「信頼づくり」という3つの事項を柱として、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムやきょうと信頼食品登録制度の推進、残留農薬や食品添加物等を検査する食品衛生監視など、生産から流通を経て消費に至るまでの食の安心・安全を確保する総合的な取組を実施し、おおむね目標を達成しつつあります。その一方で、食の安心・安全に対する信頼を失わせるような全国的な事件が相次いで発生している状況があります。

平成21年9月には、消費者行政を一元的に取り扱う消費者庁が設置され、食を始めとして消費者の安心・安全を確保する取組を国、地方を挙げて展開することが求められています。

こうした中、さらに食の安心・安全確保に向けて着実な対策を実施するため、これまでの成果や課題を踏まえ、条例第5条の規定により行動計画（平成22年度～24年度）を策定します。

第1章 食を取り巻く現状及び課題

1 食を取り巻く現状

(1) 食品表示偽装の多発

平成20年度生鮮食品及び加工食品の品質表示実施状況調査等によると、小売店舗においては、前年度と比較して名称及び原産地を適正に表示している店舗の割合はやや改善しているものの、賞味期限の改ざんや産地の偽装等不適正表示が相次いでいます。

こうした中、平成20年度には、うなぎやたけのこの産地偽装等の問題が発生し、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で118件（対前年140パーセント。うち、京都府内は7件）の指示が行われました。

(2) 輸入食品に係る事件の続発と消費者庁の設置

中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、さらには事故米穀の不正規流通など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品において相次いで発生しています。こうした中、中国産冷凍ぎょうざ事件で関係機関の連絡が適切に行われなかった問題を一つのきっかけとして、食品の安全や表示など消費者の安心・安全に関わる問題を幅広く所管し、情報の一元的な集約・分析機能と消費者行政の司令塔機能を持つ消費者庁が設置されました。

(3) 食の安心・安全に関する情報の不足

内閣府が平成20年度に実施した国民生活モニター調査結果によると、加工食品について原料原産地表示がない場合、国産とは限らないことをほぼ半数の人が知らないなど、消費者の側に食品表示の仕組みが十分伝わっていないことがうかがえます。

また、食への不安を解消するためのリスクコミュニケーションも各地で実施されているところですが、食品安全委員会が平成20年6月に実施した食品安全モニターへの調査によると、食に関する理解は進んでいるものの、関係者の間で相互のギャップを解消する機会が十分でないという意見もあり、食に関する情報を十分に理解し、活用することができていない状況といえます。

(4) 食への不安の高まり

京都府が開催した行事への来場者を対象としたアンケート結果を平成18年度と平成20年度で比較すると、府内産食品を安心であると感じる府民の割合は52パーセントから41パーセントへ、輸入食品を安心であると感じる府民の割合は10パーセントから4パーセントへそれぞれ減少しており、食への安心感を高めることができていません。また、府内産食品と輸入食品を比較すると府内産食品を安心であると感じる府民の方が多いものの、日本の食料自給率は41パーセント、京都府の食料自給率は13パーセントであり、府民の食生活は府内産食品だけでは成り立たない状況にあります。

2 食を取り巻く課題

(1) 安心の前提となる安全確保の充実

相次ぐ偽装表示の発生や事故米穀の不正規流通問題など一部の食品関連事業者による問題の発生が後を絶ちません。これをなくすには、生産者、加工業者等の食品関連事業者それぞれが、コンプライアンスを第一にした取組を進める必要があります。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法律による監視、指導等行政の一層の取組を進める必要があります。

(2) 食品関連事業者及び行政による取組や正しい知識の広報の充実

安心・安全の担保についての食品関連事業者による取組み、安心・安全の基盤づくりのための施策、食に関する正しい知識などについて、府民への十分な情報提供ができていません。例えば、平成20年度に府の保健所が収去した府内に流通する食品1,774点（うち輸入食品135点）を検査したところ、食品衛生法に違反する食品は発見されませんでした。このような結果をいかに広くお知らせするかが課題となっています。

(3) 情報共有や相互理解の促進

食の安心・安全の確保には、消費者、食品関連事業者、関係団体、行政等の関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換し、相互に理解を深めるリスクコミュニケーションの必要性が高まっています。

(4) 府民の主体的な行動への支援

消費者と食品関連事業者、関係団体、行政等が協働して様々な取組を行うことが大切です。府民との食に関する情報共有や相互理解を一層進めることにより、府民が様々な情報に惑わされることなく、適切な行動をとることができるよう支援することが求められています。

第2章 計画の基本的な考え方

これまで、消費者の目線に立って「安心・安全の基盤づくり」、「安心・安全の担保」、「信頼づくり」を基本に食の安心・安全対策に取り組んできましたが、第1章で掲げた課題を解決するためには、食の安心・安全に対する府民との一層の情報共有や食品関連事業者への監視・指導の強化が必要となっています。

そのために、この行動計画では、平成22年度から平成24年度までを対象期間として、第3章に掲げる食の安心・安全に向けた取組を府民参画と協働により進めます。

こうした取組を通じて、府民の食に対する安心感を高めます。
具体的には、次の3点を中心とした取組を進めていきます。

1 相互理解と府民参画

消費者及び食品関連事業者が情報を共有し、意見交換を行い、相互理解を進めます。さらに、食育を通じた知識の向上や、きょうと食の安心・安全協働サポーターや関係者が協働して様々な取組を行うなど府民参画を推進します。

2 監視・指導の強化

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果を情報提供します。特に、食品衛生監視・指導に必要な体制及び機器を充実強化し、監視・指導の強化に努めます。また、緊急時には食の安心・安全緊急機動班を設置するなど消費者被害防止に取り組めます。

3 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る工程の各段階に応じて食品関連事業者による安全性向上についての取組を促進します。また、大学と連携した取組を進めます。

第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

1 相互理解と府民参画

食育を通じて食品の安全性についての基礎知識を深めるとともに、消費者及び食品関連事業者、関係団体、行政等が情報を共有し、意見交換を行い、消費者と食品関連事業者の相互理解を進めます。さらに、京都府の食の安心・安全施策に府民の意見を反映したり、きょうと食の安心・安全協働サポーターや関係者が協働して様々な取組を行うなど府民参画を推進します。

(1) 食育を通じた知識の向上

食の安心・安全を含む市町村食育推進計画の策定を支援し、次代を担う子どもに食品表示の意味や食中毒予防など食の安全に関する基礎知識と理解が深まるよう、親子研修会や料理教室、大学生対象の意見交換会などを開催します。

さらに、府内に、野菜を栽培したり、家畜を飼育したり、食の安全確保について学んだりできる「食農体験農場」の設置を進めます。

また、各学校において食に関する指導計画を策定し、食の安心・安全を含む学校における食育の充実を図ります。

数値目標

| 取 組 | 現 状 (H20年度実績値) | 目 標 (H24年度) |
|---------------------|-------------------|----------------|
| 食育推進計画策定市町村の割合 (%) | 11 | 70 |
| 親子研修会等の開催回数 (回/年) | 0 | 5 |
| 「食農体験農場」の設置箇所数 (箇所) | 0 | 5 |
| 食に関する指導計画の策定学校数 (校) | 219 | 419 |

(2) 情報提供の推進

広く府民に食の安心・安全に関する情報を提供するため、①府内に流通する食品等の検査結果や農薬に係る立入検査の結果をホームページにより定期的に公表、②食の安心・安全に係る身近な情報から国の情報まで満載

したメールマガジンを定期的に発行、③府の食の安心・安全の取組を紹介するため出前語り等への参加、④広告チラシ等を活用して食の安心・安全情報を提供する「情報提供協力店」の増加、⑤見学できる農業施設や食品工場等の紹介、⑥啓発リーフレット（子ども向けも含む。）の作成、⑦府の試験研究機関において開発した食の安心・安全に関する成果の公開、⑧子ども向けホームページによる情報提供を行います。

数値目標

| 取 組 | 現 状 (H20年度実績値) | 目 標 (H24年度) |
|----------------------|-------------------|----------------|
| メールマガジン会員登録者数(人) | 371 | 1,000 |
| 広告チラシによる情報提供協力店舗数(店) | 106 | 150 |

(3) リスクコミュニケーションの推進

食品安全基本法（平成15年法律第48号）の制定により、食品安全行政にリスク分析手法の導入が図られましたが、このリスク分析では、リスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの3つが重要とされています。

そのうち、リスク評価については食品安全委員会が、リスク管理については厚生労働省や農林水産省が主に担当しています。

一方、今後は、消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換するリスクコミュニケーションを活発に進めていくことにより、府民は食に関する正しい知識を身に付け、食品関連事業者は安全な食品の生産や製造に取り組み、双方がお互いを理解しあう気持ちを醸成することを促進します。

そのために、リスクコミュニケーションの担い手となるリスクコミュニケーター（注1）を育成し、例えば残留農薬の問題など府民の関心のあるテーマを設定して、各地域で効果的にリスクコミュニケーションを実施します。

（注1）リスクコミュニケーター

消費者、食品関連事業者等の相互理解を深めるリスクコミュニケーションにおいて、意見や論点を明確にし、相互の意思疎通を円滑にする役割を担う人材のことで、食品関連事業者、関係団体、地方公共団体等に属する者の中から育成します。

数値目標

| 取 組 | 現 状 (H20年度実績値) | 目 標 (H24年度) |
|------------------------|-------------------|----------------|
| リスクコミュニケーター的人数(人) | 0 | 30 |
| リスクコミュニケーションの開催回数(回/年) | 0 | 10 |

(4) 府民参画の推進

ア きょうと食の安心・安全協働サポーターの創設

安心・安全な農畜水産物を生産するため、農薬等の使用量を減らして米や野菜を生産している農家、トレーサビリティシステム等を通じて産地情報を提供する農家等がたくさん育ってきました。安心・安全な加工食品を生産するため、府の独自制度であるきょうと信頼食品登録制度等を通じて、安心・安全な加工食品を生産する事業者もたくさん育ってきました。

このような食の安心・安全に関する京都独自の取組や知識を広く府民に普及啓発するため、府は、これまで取り組んできた食の安心・安全セミナー等に参加された府民や食の安心・安全に関心のある団体をきょうと食の安心・安全協働サポーター(以下「サポーター」という。)(注2)に登録し、食に関する情報を携帯電話(メール)等を通じてサポーターに提供します。サポーターは、身近な人や団体の構成員にこの情報を積極的に提供し、食への関心を高めます。また、サポーターは、府の施策等に対し意見を述べ、食の安心・安全に協力していただきます。

(注2) きょうと食の安心・安全協働サポーター

京都府内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は京都府内に事務所若しくは事業所が所在する団体で、希望する個人・団体になっていただきます。

イ 意見交換又はシンポジウムの開催

食の安心・安全に関する施策や取組について消費者、生産者等と意見交換を行うとともに、消費者、生産者等と協働して、食の安心・安全シンポジウムを開催します。

ウ 府民の意見を反映した食品衛生監視指導計画

流通している食品等の残留農薬等の検査に関する食品衛生監視指導計画について、府民の意見を反映し、充実した内容の計画を策定します。

数値目標

| 取 組 | 現 状 (H20年度実績値) | 目 標 (H24年度) |
|-----------------------------|-------------------|----------------|
| 食の安心・安全協働サポーター数(人・団体) | 0 | 1,000 |
| 食の安心・安全協働サポーター研修会開催回数(回/年) | 0 | 5 |
| 食の安心・安全協働サポーターへの食情報の提供(回/年) | 0 | 24 |
| 消費者、生産者等との意見交換(回/年) | 4 | 10 |
| 食の安心・安全シンポジウム(回/年) | 0 | 1 |

2 監視・指導の強化

消費者行政の一元化を目的に消費者庁が設置されたことに伴い、京都府の関係課で消費者事故等の情報を共有するとともに、消費者あんしんチーム（注3）を充実させて消費者被害防止に取り組みます。

また、生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果を情報提供します。特に、食品衛生監視・指導に必要な体制及び機器を充実強化して、効果的な収去検査を実施するとともに、食品表示についても監視・指導の強化に努めます。

（注3）消費者あんしんチーム

社会的影響が大きい消費者事故や法令違反に機動的に対応できるよう、弁護士などの専門家等がケースに応じて参画する組織横断的なチームです。

(1) 消費者被害の防止

ア 食の安心・安全緊急機動班の設置

府内で食の安心・安全を脅かす事態が生じた場合には、各広域振興局や本庁に關係職員により構成される食の安心・安全緊急機動班（注4）を消費者あんしんチームの中に設置して、食品事故に対して機動的かつ効果的に対応します。

(注4) 食の安心・安全緊急機動班

事故米穀の不正規流通など、府民の食の安心・安全を脅かす事態が生じた場合に、機動的に対応できるよう緊急に設置する組織横断的なチームです。

イ 消費者事故等の情報の共有

消費者事故等に関する情報については、平成21年9月に設置された消費者庁で一元的に管理することとされていますが、京都府で探知した消費者事故等に関する情報は、確実に消費者庁へ提供するとともに、関係課で共有します。

一方、京都府で把握した食の安心・安全に関する情報については、内容に応じて市町村、関係機関、府民等へ周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する消費者への被害が最小限となることを目指した取組を進めます。

ウ 関係機関との連携

京都食品表示監視協議会の開催など、食品表示担当部門や警察本部等の間で情報を共有したり、意見交換を行ったりすることにより、食品の産地偽装などについて、連携して監視・指導を実施します。

(2) 食品衛生管理対策

ア 生産段階

農産物については、農薬の販売業者や使用者を対象とした立入検査を実施し、農薬の適正管理を行い、無登録農薬等の流通を防止し、農薬の安全な使用について指導するなど監視・指導を実施します。

また、肥料生産業者等を対象とした立入検査も実施します。

畜産物については、畜産農家に対する巡回監視・指導、予防検査等により、家畜伝染病予防対策を実施します。

水産物については、貝毒による食中毒を防止するため、新たに、原因となるプランクトンの生息状況等を調査し、水産物の安全性について監視・指導を実施します。

イ 流通段階

(ア) 食品

食品等の収去検査の実施に当たっては、試験研究機関の検査体制の強化及び検査機器の充実により、検体数及び検査項目を拡充して、食品の検査を強化します。

食中毒が発生した場合には、緊急検査を実施して原因を究明し、健

康被害の拡大を防止します。また、夏期の食中毒予防推進強化期間や年末の一斉取締期間には、より集中的な監視、指導等を実施します。

広域的に大量に流通する食品を製造する施設等を対象に食品衛生監視機動班を編成して監視・指導を実施します。

(イ) いわゆる健康食品

健康食品と称して効能効果をうたったり、医薬品成分が加えられている無承認無許可医薬品について、販売業者への立入検査及びインターネット販売等の監視を実施します。

数値目標

| 取 組 | 現 状 (H20年度実績値) | 目 標 (H24年度) |
|----------------------------------|-------------------|----------------|
| 農薬取締法に基づく立入検査件数 (件/年) | 263 | 270 |
| 肥料取締法に基づく立入検査件数 (件/年) | 3 | 10 |
| 家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数(千頭羽/年) | 20 | 20 |
| 貝毒プランクトンの監視調査件数 (件/年) | 0 | 20 |
| 食品等の収去検査検体数 (検体/年) | 611 | 750 |
| 食品衛生監視機動班による立入検査回数(件/年) | 40 | 40 |
| 無承認無許可医薬品の監視(インターネットを含む。)件数(件/年) | 405 | 1,000 |

(3) 適正な食品表示対策

食品関連事業者を対象とした研修会の開催及び食品表示指導者を活用した食品表示の適正化に向けた取組を推進します。

また、食品表示110番を通じて府民から提供のあった情報について調査等を実施するとともに、食品表示パトロールを実施して、食品の偽装表示、アレルギー物質の表示の欠落等について指導や啓発を実施します。

さらに、これまで外観上では判別できなかった品目の産地や品種の判別等が可能となるDNA検査等を実施するなど監視・指導を強化します。

新たに制定された米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)に基づく必要な取組を実施します。

数値目標

| 取 組 | 現 状 (H20年度実績値) | 目 標 (H24年度) |
|------------------------|-------------------|----------------|
| 原産地表示等に係る指導・啓発店舗数(店/年) | 225 | 300 |

(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

家畜伝染病の迅速で的確な診断及び発生時の防疫体制を確保します。

日常的には、定期報告、簡易検査の実施等により食鳥肉に対する安心・安全を確保します。養鶏農家等への巡回指導を実施するとともに、養鶏農家のモニタリング検査や大規模な養鶏農家の鶏の抗体検査を実施します。

数値目標

| 取 組 | 現 状 (H20年度実績値) | 目 標 (H24年度) |
|---------------------------|-------------------|----------------|
| 全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数(回/年) | 6(注) | 4 |
| 全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数(回/年) | 1 | 1 |
| 養鶏農家モニタリング検査実施戸数 | 毎月4戸 | 毎月12戸 |
| 養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数(回/年) | 4 | 4 |

(注) 平成20年度には、全国2箇所です鳥インフルエンザが確認されたため、臨時の巡回調査を2回実施したため、例年よりも回数が多くなっています。

3 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る工程の各段階に応じて食品関連事業者による安全性向上、安心感の向上のための生産・製造情報の提供や大学との連携、さらには環境に配慮した取組を促進します。

(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

ア 農産物

地域の実態に応じた栽培ごよみに準じ、病害虫防除に対する効果的かつ適正な農薬使用の指導により、農薬使用量を減少させるとともに、農家の生産管理履歴の記帳推進を図り、農業生産工程管理手法（GAP）実践農家を育成します。

なお、GAP実践農家育成の取組に当たっては、多くの農家が実践できることを基本に推進を図るとともに、第三者機関が認証するGAPを目指す意欲的なモデル農家の育成を図ります。

加えて、生産者団体による残留農薬の自主検査、違反発生時の対応マニュアルの整備等農産物の安全確保のための体制の充実を働きかけるとともに、直売所における自主的な残留農薬分析の実施を支援します。

また、農薬管理指導士を認定して農薬取扱者の資質の向上を図るとともに、農薬や化学肥料の使用量低減のための試験研究機関の成果を速やかに生産現場に普及します。

さらに、学校、福祉施設等での地産地消を推進し、府民の食への安心感を高めます。

イ 畜産物

畜産農家を定期的に巡回指導し、家畜の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、動物用医薬品の適正な使用を徹底します。

ウ 水産物

水産養殖事業者への巡回指導を実施して動物用医薬品の適正な使用を徹底するとともに、販売事業担当者や水産加工事業所の役職員を対象とした講習会を開催します。

また、新たに二枚貝生産者に対する巡回指導も実施します。

エ 加工食品

業種ごとに作成した「京の食品安全管理プログラム」を普及するとともに、食品関連団体等が実施する研修会に講師を派遣して安全性確保の意識の向上を図ります。

また、食品衛生推進員、食品衛生指導員等と連携して、事業所における自主衛生管理運動を推進するとともに、食品関連事業所の巡回指導を実施します。

オ 京のブランド産品等

京都こだわり農法（注5）によって生産され、おいしさと信頼の目印である「京マーク」が貼付された「京のブランド産品」の品目の拡大並びに機能性や栄養に着目した需要の拡大を目指します。

また、「京のブランド産品」ではないものの同様の農法により生産された農産物について、学校や福祉施設への供給を促進したり、市場、直売所等を通じて消費の拡大を目指す取組を支援します。

（注5）京都こだわり農法

たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式です。

数値目標

| 取 組 | 現 状 (H20年度実績値) | 目 標 (H24年度) |
|--------------------------------|-------------------|----------------|
| 農業講習会の参加者数（人／年） | 472 | 500 |
| 農業管理指導士の認定者数（人） | 802 | 900 |
| 認証GAP（第三者）件数（件） | 1 | 5 |
| 自主的に青果物の残留農薬分析を実施する直売所数 | 0 | 15 |
| 水産養殖事業者の巡回指導件数（件／年） | 20 | 25 |
| 二枚貝生産者への巡回指導件数（件／年） | 0 | 15 |
| 食品衛生推進員又は食品衛生指導員による巡回指導件数（件／年） | 5,070 | 5,500 |

(2) 安心感向上のための取組

ア 生産・製造情報の提供

(ア) 農産物

トレーサビリティシステムを実施しているところですが、野菜については、情報を提供する品目数を増加させ、農薬や肥料の使用状況を含めた生産履歴情報についてホームページで情報提供を行います。

(イ) 畜産物

牛肉のトレーサビリティシステムを適正に運用し、生乳生産管理マニュアルの普及を促進し、衛生管理の記帳の徹底を指導します。

また、トレーサビリティシステムが確保された鶏卵・鶏肉を府民が購入できるよう、これらを取り扱う販売店を増やします。

(ウ) 加工食品

府が定める水準の品質管理を行い、生産情報を開示する食品を登録するきょうと信頼食品登録制度の登録事業者の増加を目指します。

イ 技術の開発と普及

食の安心・安全や地産地消、健康志向など消費者の関心の高まり、嗜好の多様化が進んでいる状況を踏まえ、農薬や化学肥料の使用量の削減、身体に良い機能性成分の探索など、府内産農林水産物の安心感と信頼感の向上につながる技術開発と普及を目指します。

ウ 大学との連携

食の安心感を向上し、様々な情報を生活の中で実践するためには、単に安全性についての科学的知見に基づく知識を普及するだけではなく、食文化の伝承を行うとともに、食に関する事故の教訓を食の安心・安全に向けた取組につなげる必要があります。

そのために、京都にある大学の医学、食品・栄養学、農学、環境等の学部や研究室と連携して、食の安心・安全に関する知識の普及や長年の経験から生み出された生活の知恵を普及するための研究、さらに府民への還元に向けた取組を進めます。

数値目標

| 取 組 | 現 状 (H20年度実績値) | 目 標 (H24年度) |
|---------------------------------|-------------------|----------------|
| ホームページによる情報提供品目数(品目) | 14 | 16 |
| トレーサビリティシステムの確保された鶏卵・鶏肉取扱店舗数(店) | 21 | 50 |
| きょうと信頼食品登録事業者等数(業者) | 61 | 150 |

(3) 環境に配慮した食品生産等

ア 農産物

米や野菜については、農薬や化学肥料の使用量を減少させる栽培技術を活用し、土作りを基本にして総合的病害虫雑草管理を含めた京都こだわり農法を推進し、エコファーマーの認定件数を増やします。

また、茶については、全戸が生産履歴の記帳を行っているところですが、茶生産団体へ農薬や化学肥料の使用を抑えたより環境に配慮した茶栽培の推進について啓発していきます。

さらに、過剰施肥防止のための土壌分析を行うとともに、環境にやさしい技術の効果の確認等のため実証ほを各地に設置します。

イ 水産物

水産養殖事業者に対して、適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を実施します。

ウ 食品製造

リサイクルの推進を行っている事業所をエコ京都21に認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。

数値目標

| 取 組 | 現 状 (H20年度実績値) | 目 標 (H24年度) |
|---------------------|-------------------|----------------|
| 京都こだわり農法による出荷量(t/年) | 2,302 | 2,400 |
| エコファーマーの認定件数(件) | 703 | 1,100 |
| 特別栽培米の栽培面積(ha) | 683 | 1,000 |
| 水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年) | 20 | 25 |

第4章 行動計画の管理・公表

条例に基づいて、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況を取りまとめて、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。